

防衛省訓令第53号

防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成19年法律第80号）の施行に伴い、防衛省内部部局の内部組織に関する訓令を次のように定める。

平成19年8月25日

防衛大臣 小池 百合子

防衛省本省の内部部局の内部組織に関する訓令

改正	平成20年 3月31日省訓第27号	平成28年 3月31日省訓第34号	令和7年 3月31日省訓第87号
	平成20年 6月27日省訓第40号	平成28年 3月31日省訓第37号	
	平成20年12月26日省訓第55号	平成28年 9月 7日省訓第54号	
	平成21年 3月27日省訓第22号	平成29年 3月31日省訓第28号	
	平成21年 7月29日省訓第48号	平成29年 8月 9日省訓第50号	
	平成21年10月22日省訓第60号	平成30年 3月30日省訓第26号	
	平成22年 3月25日省訓第8号	平成30年12月27日省訓第47号	
	平成22年 4月 1日省訓第15号	平成31年 3月29日省訓第18号	
	平成22年 6月30日省訓第29号	令和 2年 3月30日省訓第19号	
	平成23年 4月 1日省訓第16号	令和 2年 6月29日省訓第37号	
	平成24年 4月 6日省訓第15号	令和 2年 6月30日省訓第44号	
	平成24年 7月11日省訓第26号	令和 3年 3月31日省訓第18号	
	平成25年 5月16日省訓第33号	令和 3年 6月30日省訓第32号	
	平成26年 3月24日省訓第10号	令和 3年 8月26日省訓第52号	
	平成26年 3月31日省訓第22号	令和 4年 3月31日省訓第43号	
	平成26年 7月24日省訓第40号	令和 4年 5月30日省訓第54号	
	平成26年 7月31日省訓第60号	令和 5年 3月31日省訓第38号	
	平成27年 3月30日省訓第9号	令和 5年 6月29日省訓第56号	
	平成27年 4月10日省訓第20号	令和 5年 7月27日省訓第74号	
	平成27年10月 1日省訓第39号	令和 6年 3月29日省訓第50号	
	平成28年 1月29日省訓第3号	令和 6年 6月27日省訓第266号	

防衛省本省内部部局の内部組織に関する訓令（平成1

8 年 防 衛 庁 訓 令 第 8 9 号) の 全 部 を 改 正 す る 。

目 次

第 1 章 総 則 (第 1 条 ・ 第 2 条)

第 2 章 大 臣 官 房 (第 3 条 ー 第 1 0 条)

第 3 章 防 衛 政 策 局 (第 1 1 条 ー 第 2 0 条)

第 4 章 整 備 計 画 局 (第 2 1 条 ー 第 2 6 条)

第 5 章 人 事 教 育 局 (第 2 7 条 ー 第 3 2 条)

第 6 章 地 方 協 力 局 (第 3 3 条 ー 第 4 0 条)

第 7 章 室 長 等 (第 4 1 条 ー 第 4 5 条)

第 8 章 雑 則 (第 4 6 条)

附 則

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この訓令は、防衛省の大臣官房に置かれる職（
防衛省組織令（昭和29年政令第178号）第10条
の3及び第10条の4に規定する職を除く。）の職制
並びに大臣官房及び各局に置かれる各課（以下「各課
」という。）の内部組織並びに訟務管理官、防衛政策

局に置かれる参事官、建設制度官、施設整備官、提供施設計画官、服務管理官及び衛生官（以下「訟務管理官等」という。）の監督の下に置かれる職の職制を定めるものとする。

（部員）

第2条 大臣官房若しくは各課に、又は訟務管理官等の下に、別に定める定数の部員を置く。

2 部員（この訓令に定める職に充てるものを除く。）

の職務は、当該部員を監督する課長、訟務管理官等がそれぞれその所属する大臣官房又は局の長の承認を得て定める。

第2章 大臣官房

（サイバーセキュリティ特別分析官）

第3条 大臣官房に、サイバーセキュリティ特別分析官1人を置く。

2 サイバーセキュリティ特別分析官は、命を受けて、サイバーセキュリティについて、極めて高度の専門的な知識経験に基づく情報の収集及び分析を行うことに

より、防衛省のサイバーセキュリティに関する政策の企画及び立案の支援を行う。

（総括企画官及び企画官）

第3条の2 大臣官房に、総括企画官1人及び企画官17人を置く。

2 総括企画官は、大臣官房長（以下「官房長」という。）の命を受け、防衛省の所掌事務のうち、重要な専門的事項についての調査、企画及び立案に参画するとともに、企画官の事務を総括する。

3 企画官は、官房長の命を受け、防衛省の所掌事務のうち、重要な専門的事項についての調査、企画及び立案に参画する。

（秘書課）

第4条 秘書課に、採用企画室、次の15係並びに人事問題調査分析官1人、人事調整官1人、情報システム専門官1人、防衛大臣副官1人、防衛副大臣副官1人、防衛大臣政務官副官2人、事務次官副官1人及び防衛審議官副官1人を置く。

秘書第 1 係

秘書第 2 係

庶務係

任用第 1 係

任用第 2 係

任用第 3 係

任用第 4 係

任用第 5 係

任用第 6 係

人事管理係

国際係

給与第 1 係

給与第 2 係

雇用管理第 1 係

雇用管理第 2 係

- 2 採用企画室は、防衛省組織令第 12 条第 5 号に規定する事務のうち、人材の確保に関する政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

3 採用企画室に、次の２係を置く。

人事企画係

試験企画係

4 人事問題調査分析官は、課長の命を受け、防衛省組織令第１２条第３号から第５号までに掲げる事務に関する政策の企画及び立案を支援するため、高度の専門的な知識経験に基づく調査及び研究に関する事務に従事する。

5 人事調整官は、課長の命を受け、防衛省組織令第１２条第３号から第５号までに掲げる事務についての重要な専門的事項に関する事務を総括する。

（文書課）

第５条 文書課に、次の２室、国会班及び次の６係並びに防衛省図書館（以下「図書館」という。）並びに防衛法制調査分析官１人、法令審査官１人、情報公開監察官１人、総務企画官１人及び国会担当連絡調整官１人を置く。

公文書監理室

企画調整室

審査第1係

審査第2係

審査第3係

審査第4係

審査第5係

公益通報係

- 2 公文書監理室は、防衛省組織令第13条第3号から第5号までに掲げる事務をつかさどるとともに、公文書監理官を助け、その事務を整理する。

- 3 公文書監理室に、次の3班を置く。

総括班

行政文書・個人情報開示実施班

行政文書・個人情報開示調整班

- 4 公文書監理室総括班に、次の3係を置く。

企画係

文書管理係

デジタル管理係

- 5 公文書監理室行政文書・個人情報開示実施班に、開示実施調整係並びに開示実施審査専門官 1 人、開示実施調整専門官 1 人及び開示実施専門官 6 人を置く。
- 6 公文書監理室行政文書・個人情報開示調整班に、開示調整係及び開示調整専門官 1 人を置く。
- 7 企画調整室は、防衛省組織令第 13 条第 6 号、第 9 号及び第 11 号に掲げる事務をつかさどる。
- 8 企画調整室に、次の 2 係を置く。

総務係

調査分析係

- 9 国会班に、次の 5 係を置く。

国会第 1 係

国会第 2 係

調査係

資料第 1 係

資料第 2 係

- 10 防衛法制調査分析官は、課長の命を受け、防衛省組織令第 13 条第 2 号に掲げる事務のうち、政策の企

画及び立案を支援するため、高度の専門的な知識経験に基づく調査及び研究に関する事務に従事する。

1 1 法令審査官は、課長の命を受け、法令案の作成に関する事務及び防衛省組織令第13条第2号に掲げる事務のうち、重要な事項についての企画及び立案を行うとともに、同条第1号及び第2号に掲げる事務を総括する。

1 2 情報公開査察官は、課長の命を受け、防衛省の保有する行政文書の開示の請求（以下この項において「開示請求」という。）について、当該請求に係る行政文書を保有していないことを理由とする不開示決定がなされた場合に関係部局における行政文書の管理状態について査察を行うほか、課長の命を受け、開示請求をした者の個人に関する情報の取扱いに関する検査に係る事務のうち、重要な事項についての企画及び立案を行うとともに、当該事務を総括する。

1 3 総務企画官は、課長の命を受け、防衛省組織令第13条に規定する事務のうち、重要な専門的事項につ

いての調査、企画及び立案に参画する。

1 4 国会担当連絡調整官は、課長の命を受け、防衛省組織令第13条第7号に掲げる事務の調整に従事する。

1 5 図書館は、防衛省図書館の所掌事務及び運営に関する訓令（昭和31年防衛庁訓令第65号）第1条に規定する事務をつかさどる。

1 6 図書館を国立国会図書館支部防衛省図書館とする。

1 7 図書館に、図書館長を置く。

1 8 図書館長は、課長の命を受け、館務を掌理する。

1 9 図書館に、次の3係並びに図書館長補佐1人及び図書整理主任1人を置く。

運営係

整理係

閲覧係

（企画評価課）

第6条 企画評価課に、次の4班及び政策評価調査分析官1人を置く。

総括班

総合政策班

業務改革班

機構定員班

2 機構定員班に、次の3係を置く。

機構定員第1係

機構定員第2係

機構定員第3係

3 政策評価調査分析官は、課長の命を受け、防衛省組織令第13条の2第7号に掲げる事務に関する政策の企画及び立案を支援するため、高度の専門的な知識経験に基づく調査及び研究に関する事務に従事する。

(広報課)

第7条 広報課に、報道室及び次の4班を置く。

総括班

企画調整班

事業班

国際広報班

2 報道室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 発表、記者会見その他報道に関すること（外国の報道機関に対するものを除く。）。

(2) 報道関係資料の収集及び整理に関すること（外国の報道関係資料に関するものを除く。）。

3 総括班に、総括係を置く。

4 事業班に、記念館専門官 1 人を置く。

5 国際広報班に、次の 2 係を置く。

国際広報第 1 係

国際広報第 2 係

（会計課）

第 8 条 会計課に、庁舎管理室、次の 7 班及び車庫並びに防衛会計問題調査分析官 1 人、会計管理官 1 人及び会計企画官 1 人を置く。

総括班

管理班

予算総括班

自衛隊予算班

機関等予算班

支出班

予算執行・制度班

2 庁舎管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 防衛省組織令第15条第3号に掲げる事務のうち、
行政財産に関すること。

(2) 防衛省組織令第15条第5号及び第6号に掲げる
事務

3 庁舎管理室に、次の2班及び庁舎管理専門官1人を
置く。

警備班

施設管理班

4 庁舎管理室警備班に、次の2係を置く。

警備第1係

警備第2係

5 庁舎管理室施設管理班に、次の5係を置く。

施設管理係

電気設備係

機械設備係

給排水設備係

営繕係

- 6 総括班に、次の3係及び調整主任1人を置く。

総括係

企画・制度第1係

企画・制度第2係

- 7 管理班に、次の5係及び契約専門官2人を置く。

庶務係

経理係

契約係

原価計算係

物品管理係

- 8 予算総括班に、次の4係を置く。

予算総括係

予算システム係

資金係

経理係

- 9 自衛隊予算班に、次の4係を置く。

自衛隊予算第1係

自衛隊予算第3係

自衛隊予算第4係

自衛隊予算第5係

1 0 機関等予算班に、次の4係を置く。

機関等予算第1係

機関等予算第2係

機関等予算第3係

機関等予算第4係

1 1 支出班に、次の2係を置く。

出納係

給与係

1 2 予算執行・制度班に、次の4係及び企画・制度専門官を置く。

執行調査係

決算係

財務分析係

企画・制度係

1 3 車庫に、次の 4 組を置く。

第 1 組

第 2 組

第 3 組

第 4 組

1 4 防衛会計問題調査分析官は、課長の命を受け、公会計制度に関する政策の企画及び立案を支援するため、高度の専門的な知識経験に基づく調査及び研究に関する事務に従事する。

1 5 会計管理官は、課長の命を受け、防衛省組織令第 1 5 条に規定する事務のうち、重要な専門的事項を処理する。

1 6 会計企画官は、課長の命を受け、防衛省組織令第 1 5 条に規定する事務のうち、重要な専門的事項についての調査、企画及び立案に参画する。

(監査課)

第 9 条 監査課に、会計監査室及び装備監査係並びに装備監査専門官 1 人を置く。

2 会計監査室は、防衛省組織令第16条第1号、第3号及び第4号に掲げる事務をつかさどる。

3 会計監査室に、次の2班及び会計監査専門官2人を置く。

会計監査企画班

施設等会計監査班

(訟務管理官)

第10条 訟務管理官の下に、次の3班及び訟務調整官1人を置く。

企画班

訟務第1班

訟務第2班

2 企画班に、調査専門官1人を置く。

3 訟務第1班に、訟務専門官1人を置く。

4 訟務第2班に、訟務専門官2人を置く。

5 訟務調整官は、訟務管理官の命を受け、防衛省組織令第17条第1号に掲げる事務を総括する。

第3章 防衛政策局

(防 衛 政 策 課)

第 1 1 条 防 衛 政 策 課 に、 次 の 3 班 並 び に 防 衛 政 策 企 画
官 1 人、 企 画 官 1 人 及 び 防 衛 調 整 官 1 人 を 置 く。

総 括 班

企 画 第 1 班

企 画 第 2 班

2 総 括 班 に、 次 の 2 係 及 び 情 報 管 理 専 門 官 1 人 を 置 く。

庶 務 係

総 括 係

3 防 衛 政 策 企 画 官 は、 課 長 の 命 を 受 け、 防 衛 省 組 織 令
第 1 9 条 に 規 定 す る 事 務 の う ち、 重 要 な 事 項 に つ い て
の 調 査、 企 画 及 び 立 案 に 参 画 す る と と も に、 同 条 第 1
号 に 掲 げ る 事 務 を 総 括 す る。

4 企 画 官 は、 課 長 の 命 を 受 け、 防 衛 省 組 織 令 第 1 9 条
に 規 定 す る 事 務 の う ち、 重 要 な 事 項 に つ い て の 調 査、
企 画 及 び 立 案 に 関 す る 事 務 に 参 画 す る。

5 防 衛 調 整 官 は、 自 衛 官 を も っ て 充 て る。

6 防 衛 調 整 官 は、 課 長 の 命 を 受 け、 防 衛 省 組 織 令 第 1

9 条に規定する事務のうち、重要な事項についての調査、企画及び立案に関し、隊務に関する専門的見地から助言を行う。

（日米防衛協力課）

第 12 条 日米防衛協力課に、次の 5 班並びに日米安全保障防衛協力企画官 1 人、日米同盟調整企画官 1 人及び弾道ミサイル防衛専門官 1 人を置く。

総括班

調整班

防衛協力班

同盟管理班

米軍再編班

2 総括班に、総括係及び日米防衛協力専門官 1 人を置く。

3 調整班に、資料係及び日米防衛協力専門官 1 人を置く。

4 防衛協力班に、日米防衛協力専門官 1 人を置く。

5 日米安全保障防衛協力企画官は、課長の命を受け、

防衛省組織令第20条に規定する事務のうち、重要な専門的事項（日米同盟調整企画官の所掌に属するものを除く。）についての企画及び立案に参画する。

- 6 日米同盟調整企画官は、課長の命を受け、防衛省組織令第20条に規定する事務のうち、日米防衛協力のための指針の実効性確保に関する重要な専門的事項についての企画及び立案に参画する。

（国際政策課）

第13条 国際政策課に、次の3室及び5班並びに国際政策企画官1人を置く。

防衛協力制度企画室

日豪防衛協力推進室

渉外室

総括班

地域政策第1班

地域政策第2班

地域政策第3班

軍備管理・軍縮班

2 防衛協力制度企画室は、防衛省組織令第21条に規定する事務のうち、制度及び総合的な政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

3 日豪防衛協力推進室は、防衛省組織令第21条に規定する事務のうち、日豪防衛協力に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

4 渉外室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 防衛省の所掌事務に係る国際機関、外国の行政機関その他の関係機関に関する事務についての関係部局及び機関との連絡調整に関すること。

(2) 外国の賓客等の接遇に関すること。

(3) 防衛省の職員の海外出張に関すること。

5 渉外室に、翻訳官1人を置く。

6 国際政策企画官は、課長の命を受け、防衛省組織令第21条に規定する事務のうち、重要な専門的事項についての調査、企画及び立案に参画する。

(運用政策課)

第14条 運用政策課に、次の5班を置く。

総括班

国際法規研究班

事態対処制度班

共同運用班

国際運用制度班

- 2 総括班に、次の2係を置く。

総括係

庶務係

- 3 国際法規研究班に、国際法規研究専門官1人を置く。

- 4 事態対処制度班に、災害対策法制・国民保護措置計画制度係を置く。

- 5 国際運用制度班に、国際運用制度専門官1人を置く。

(運用基盤課)

- 第15条 運用基盤課に、次の2班を置く。

運用支援班

基盤計画班

- 2 運用支援班に、次の2係及び運用支援専門官1人を置く。

公共インフラ整備第1係

公共インフラ整備第2係

(調査課)

第16条 調査課に、次の4室及び3班並びに国際問題調査分析官1人、サイバー安全保障情報企画官1人、グローバル戦略情報官1人及び経済安全保障情報企画官1人を置く。

情報運用企画室

戦略情報分析室

情報保全企画室

調査企画室

総括班

情報機能強化班

情報戦対応班

2 情報運用企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 防衛省組織令第24条第1号に掲げる事務のうち、情報の収集整理に関する総合的な政策（情報本部が行う情報の収集整理に関するものに限る。）の立案

に 関 する こと。

(2) 防 衛 省 組 織 令 第 2 4 条 第 3 号 に 掲 げ る 事 務

3 情 報 運 用 企 画 室 に、 次 の 2 班 を 置 く。

総 括 班

企 画 班

4 情 報 運 用 企 画 室 企 画 班 に サ イ バ ー 安 全 保 障 企 画 主 任
1 人 を 置 く。

5 戦 略 情 報 分 析 室 は、 防 衛 省 組 織 令 第 2 4 条 第 1 号 に
掲 げ る 事 務 の う ち、 国 外 情 報 の 収 集 整 理 に 関 す る 事 務
(防 衛 の 基 本 等 に 関 す る 事 務 に 必 要 な 情 報 の 収 集 整 理
に 関 す る 総 合 的 な 政 策 の 立 案 並 び に 陸 上 自 衛 隊、 海 上
自 衛 隊、 航 空 自 衛 隊 及 び 情 報 本 部 が 行 う 情 報 の 収 集 整
理 の 調 整 に 関 す る こと を 除 く。) を つ か さ ど る。

6 戦 略 情 報 分 析 室 に、 次 の 3 班 を 置 く。

総 括 班

地 域 情 勢 班

グ ロ ー バ ル 情 勢 班

7 戦 略 情 報 分 析 室 総 括 班 に、 情 報 調 査 管 理 専 門 官 1 人

を置く。

8 戦略情報分析室地域情勢班に、情報調査管理専門官
2人を置く。

9 戦略情報分析室グローバル情勢班に、情報調査管理
専門官1人を置く。

10 情報保全企画室は、防衛省組織令第24条第1号
に掲げる事務のうち、国内情報の収集整理に関する事
務及び同条第2号に掲げる事務をつかさどる。

11 情報保全企画室に、次の3班を置く。

総括班

保全制度班

カウンターインテリジェンス班

12 情報保全企画室総括班に、適格性管理専門官1人
及び適性評価管理専門官3人を置く。

13 調査企画室は、防衛省組織令第24条第1号に掲
げる事務のうち、人的情報の収集整理に関する事務を
つかさどる。

14 調査企画室に、次の2班を置く。

総括企画班

情報協力・管理班

- 1 5 調査企画室総括企画班に、情報調査専門官 2 人を置く。
- 1 6 調査企画室情報協力・管理班に資料係及び情報調査専門官 3 人を置く
- 1 7 総括班に、調整係を置く。
- 1 8 情報戦対応班に、情報戦対応係を置く。
- 1 9 国際問題調査分析官は、課長の命を受け、防衛省組織令第 2 4 条第 1 号に掲げる事務のうち、情報の収集整理に関する政策の企画及び立案を支援するため、高度の専門的な知識経験に基づく情報の収集整理に関する事務に従事する。
- 2 0 サイバー安全保障情報企画官は、防衛省組織令第 2 4 条に規定する事務のうち、サイバー安全保障に関する重要な専門的事項についての調査、企画及び立案に参画する。
- 2 1 グローバル戦略情報官は、課長の命を受け、防衛

省組織令第24条第1号に規定する事務のうち、重要な専門的事項（経済安全保障情報企画官の所掌に属するものを除く。）についての調査、企画及び立案に参画する。

22 経済安全保障情報企画官は、課長の命を受け、防衛省組織令第24条第1号及び第2号に掲げる事務のうち、経済に関する安全保障上の課題に関する重要な専門的事項についての調査、企画及び立案に参画する。

（参事官）

第17条 参事官3人は、防衛省組織令第25条各号に掲げる事務のいずれかを分掌する。

第18条 防衛省組織令第25条第1号、第4号及び第6号の事務を所掌する参事官の下に、次の5班並びに戦略環境調査分析官1人、グローバル戦略企画官1人及び企画官1人を置く。

総括班

戦略第1班

戦略第2班

戦略第3班

抑止戦略班

- 2 総括班に、総括係を置く。
- 3 戦略第1班に、企画主任1人及び国際環境改善主任1人を置く。
- 4 戦略第3班に、企画主任1人を置く。
- 5 戦略環境調査分析官は、参事官の命を受け、防衛及び警備に関する中期的な見地からの政策の企画及び立案並びに推進を支援するため、高度の専門的な知識経験に基づく調査及び研究に関する事務に従事する。
- 6 グローバル戦略企画官は、参事官の命を受け、防衛省組織令第25条第1号に掲げる事務のうち、重要な専門的事項についての企画及び立案に参画する。
- 7 企画官は、参事官の命を受け、防衛省組織令第25条第1号、第4号及び第6号に掲げる事務のうち、重要な事項についての調査、企画及び立案に関する業務に参画する。

第19条 防衛省組織令第25条第2号及び第5号の事

務を所掌する参事官の下に、訓練企画室及び次の２班を置く。

総括班

抑止企画班

- ２ 訓練企画室は、防衛省組織令第２５条第５号に掲げる事務のうち、部隊訓練の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

- ３ 訓練企画室に、次の２班を置く。

企画班

国際班

- ４ 抑止企画班に、ＦＤＯ研究専門官１人及び調整主任１人を置く。

第２０条 防衛省組織令第２５条第３号の事務を所掌する参事官の下に、次の２室及び３班並びに国際政策調査分析官１人及びインド太平洋地域協力企画官１人を置く。

国際安全保障政策室

女性・平和・安全保障（ＷＰＳ）国際連携室

地域政策第1班

地域政策第2班

能力構築支援班

2 国際安全保障政策室は、防衛省組織令第25条第3号に掲げる事務のうち、総合的な政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

3 女性・平和・安全保障（WPS）国際連携室は、防衛省組織令第25条第3号に規定する事務のうち、女性・平和・安全保障に係る重要な政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

4 国際政策調査分析官は、参事官の命を受け、防衛省組織令第25条第3号に掲げる事務のうち、政策の企画及び立案を支援するため、高度の専門的な知識経験に基づく調査及び研究に関する事務に従事する。

5 インド太平洋地域協力企画官は、参事官の命を受け、防衛省組織令第25条第3号に掲げる事務のうち、インド太平洋地域に係る重要な専門的事項についての調査、企画及び立案に参画する。

第 4 章 整備計画局

(防衛計画課)

第 2 1 条 防衛計画課に、次の 2 室及び 8 班並びに防衛力整備計画官 1 人及び防衛能力評価官 1 人を置く。

体制移行室

早期装備化推進室

総括班

業務計画第 1 班

業務計画第 2 班

業務計画第 3 班

業務計画第 4 班

防衛能力分析班

防衛力整備計画班

事業管理班

2 体制移行室は、防衛省組織令第 2 7 条第 2 号に掲げる事務のうち、自衛隊の体制移行に関する事務をつかさどる。

3 早期装備化推進室は、防衛省組織令第 2 7 条第 2 号

に掲げる事務のうち、装備品等の早期装備化についての企画及び立案に関する事務をつかさどる。

4 早期装備化推進室に、実証事業企画専門官1人を置く。

5 総括班に、総括係及び情報管理専門官1人を置く。

6 業務計画第1班に、業務計画第1係を置く。

7 業務計画第2班に、業務計画第2係を置く。

8 業務計画第3班に、業務計画第3係及び次期戦闘機検討係を置く。

9 業務計画第4班に、業務計画第4係を置く。

10 防衛能力分析班に、上席主任研究官1人及び主任研究官4人並びにデータ管理専門官1人を置く。

11 上席主任研究官は、班長の命を受け、統合防衛能力の分析評価に関する事務に従事するとともに、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊に係る防衛能力の分析評価の調整に関する事務に従事する。

12 主任研究官は、班長の命を受け、課長の定める研究に関する事務に従事する。

1 3 防衛力整備計画班に、計画専門官 1 人を置く。

1 4 防衛力整備計画官は、課長の命を受け、防衛省組織令第 2 7 条に規定する事務のうち、防衛能力の分析評価に基づく防衛力の整備及び防衛力の整備に関する中長期的な計画についての重要な専門的事項に関する事務を総括する。

1 5 防衛能力評価官は、課長の命を受け、防衛省組織令第 2 7 条第 3 号に掲げる事務についての重要な専門的事項に関する事務を総括する。

(サイバー整備課)

第 2 2 条 サイバー整備課に、次の 6 班及び 2 係並びにサイバー調査分析官 1 人、能動的防衛専門官 2 人を置く。

サイバー戦略班

サイバー企画班

デジタル化推進班

リスクマネジメント班

A I 企画班

電磁波企画班

能動的防御第1係

能動的防御第2係

- 2 サイバー戦略班に、国際連携係を置く。
- 3 サイバー企画班に、サイバー人材確保専門官1人を置く。
- 4 デジタル化推進班に、情報通信形態管理専門官1人及びデジタル化推進専門官1人を置く。
- 5 リスクマネジメント班に、情報保証専門官2人を置く。
- 6 電磁波企画班に、電波監理主任1人を置く。
- 7 サイバー調査分析官は、課長の命を受け、防衛省組織令第28条第2号に掲げる事務のうち、情報システムのサイバーセキュリティの確保に関する企画及び立案を支援するため、高度の専門的な知識経験に基づく調査及び研究に関する事務に従事する。

(施設計画課)

第23条 施設計画課に、施設政策室及び次の3班並び

に防衛施設問題調査分析官 1 人、施設整備業務管理官 1 人、総括企画専門官 1 人及び総合調整専門官 1 人を置く。

総括班

政策第 1 班

政策第 2 班

2 施設政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 耐震対策、津波対策その他の自衛隊施設の基盤整備に関する政策の企画及び立案に関すること。

(2) 災害派遣及び国際平和協力業務に係る技術的支援、諸外国の防衛当局との建設工事に関する交流その他の建設工事に関する施策の企画及び立案に関すること。

3 施設政策室に、次の 3 班を置く。

施設政策班

施設企画班

施設予算班

4 施設政策室施設企画班に、次の 2 係を置く。

施設企画第1係

施設企画第2係

- 5 施設政策室施設予算班に、施設予算係を置く。
- 6 総括班に、総括係を置く。
- 7 政策第2班に、政策係を置く。
- 8 防衛施設問題調査分析官は、課長の命を受け、防衛施設に関する政策の企画及び立案を支援するため、高度の専門的な知識経験に基づく調査及び研究に関する事務に従事する。
- 9 施設整備業務管理官は、課長の命を受け、防衛省組織令第29条に規定する事務のうち、効率的かつ適正な施設整備業務の実施についての調査、企画及び立案に参画するとともに、当該事務に関する調整に関する事務を総括する。

（建設制度官）

第24条 建設制度官の下に、次の3班を置く。

総括班

契約制度企画班

建設契約審査班

- 2 総括班に、総括主任を置く。
- 3 契約制度企画班に、建設制度係を置く。
- 4 建設契約審査班に、次の2係を置く。

建設契約係

建設契約審査係

(施設整備官)

第25条 施設整備官の下に、次の4室及び4班並びに
財産管理調整官1人、施設整備調整官1人及び施設技
術企画官1人を置く。

施設管理室

統括事業監理室

施設技術室

防護施設研究室

総括班

整備第1班

整備第2班

整備第3班

2 施設管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 防衛省組織令第31条第1号から第3号までに掲げる事務に関すること。

(2) 防衛省組織令第31条第5号に掲げる事務のうち、施設の購入及び賃貸借その他の用地取得に関すること。

(3) 防衛省組織令第31条第9号に掲げる事務のうち、緩衝地帯の整備等に係る工事（地方協力局環境政策課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

3 施設管理室に、次の2班を置く。

取得調整班

行政財産管理班

4 施設管理室取得調整班に、次の2係を置く。

取得調整第1係

取得調整第2係

5 施設管理室行政財産管理班に、次の2係を置く。

行政財産管理第1係

行政財産管理第2係

6 統括事業監理室は、防衛省組織令第31条第9号に掲げる事務のうち、建設工事の一元的な管理を行う事業に関する事務をつかさどる。

7 統括事業監理室に、次の3班を置く。

統括事業監理班

執行計画班

事業監理班

8 統括事業監理室統括事業監理班に、統括事業監理係を置く。

9 統括事業監理班事業監理班に、次の4係を置く。

北海道・東北担当係

北関東・南関東担当係

近畿中部・中国四国担当係

九州・沖縄担当係

10 施設技術室は、防衛省組織令第31条第4号、第6号、第7号、第8号及び第10号に掲げる事務（防護施設研究室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

1 1 施設技術室に、次の４班を置く。

建築技術班

土木技術班

電気通信技術班

機械技術班

1 2 施設技術室建築技術班に、次の２係を置く。

建築技術係

建築調整係

1 3 施設技術室土木技術班に、次の２係を置く。

土木技術係

土木調整係

1 4 施設技術室機械技術班に、機械技術係を置く。

1 5 防護施設研究室は、防衛省組織令第３１条第１０号に掲げる事務のうち、抗たん施設の建設工事に関する調査及び研究に関する事務をつかさどる。

1 6 防護施設研究室に、次の２班を置く。

防護施設調査班

防護施設研究班

1 7 総括班に、事業監理係を置く。

1 8 整備第1班に、整備第1係及び整備主任1人を置く。

1 9 整備第2班に、整備第3係及び整備主任1人を置く。

2 0 財産管理調整官は、施設整備官の命を受け、防衛省組織令第31条第1号及び第3号に掲げる事務のうち、重要な専門的事項についての調査、企画及び立案に参画するとともに、当該事務を総括する。

2 1 施設整備調整官は、施設整備官の命を受け、防衛省組織令第31条第5号、第9号、第11号及び第12号に掲げる事務のうち、重要な専門的事項についての調査、企画及び立案に参画するとともに、当該事務を総括する。

2 2 施設技術企画官は、施設整備官の命を受け、防衛省組織令第31条第4号、第6号、第7号、第8号及び第10号に掲げる事務のうち、重要な専門的事項についての調査、企画及び立案に参画する。

(提供施設計画官)

第 2 6 条 提供施設計画官の下に、再編施設整備室及び次の 4 班並びに環境影響評価企画官 1 人を置く。

総括班

提供施設計画第 1 班

提供施設計画第 2 班

提供施設基準班

2 再編施設整備室は、防衛省組織令第 3 2 条に規定する事務のうち、普天間飛行場の移設に関する事務をつかさどる。

3 再編施設整備室に、次の 2 班を置く。

第 1 班

第 2 班

4 再編施設整備室第 1 班に、施設計画第 1 3 係及び施設計画主任を置く。

5 再編施設整備室第 2 班に、施設計画第 1 1 係を置く。

6 提供施設計画第 1 班に、次の 9 係及び施設計画主任 4 人を置く。

施設計画第 3 係

施設計画第 1 4 係

施設計画第 1 5 係

施設計画第 1 6 係

施設計画第 1 7 係

施設計画第 1 8 係

施設計画第 1 9 係

施設計画第 2 0 係

施設計画第 2 1 係

7 提供施設基準班に、施設計画第 7 係を置く。

8 環境影響評価企画官は、提供施設計画官の命を受け、
防衛省組織令第 3 2 条に規定する事務のうち、重要な
専門的事項についての調査、企画及び立案に参画する。

第 5 章 人事教育局

(人事計画・補任課)

第 2 7 条 人事計画・補任課に、次の 4 室及び 4 班並び
に自衛官人事調査分析官 1 人を置く。

人的基盤強化企画室

制度企画室

再就職等監視室

ワークライフバランス推進企画室

総括班

補任第1班

補任第2班

補任第3班

2 人的基盤強化企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 防衛省の人的基盤の強化に関する政策の企画及び立案に関すること。

(2) 防衛省組織令第34条第1号及び第2号に掲げる事務のうち、人的基盤の強化に関すること。

3 人的基盤強化企画室に、人的基盤強化企画班を置く。

4 制度企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 防衛省組織令第34条第2号に規定する事務のうち、人事の制度に関すること。

(2) 防衛省組織令第34条第4号に掲げる事務（ワー

ワークライフバランス推進企画室の所掌に属するものを除く。) 及び同条第5号に掲げる事務

5 制度企画室に、人事制度係を置く。

6 再就職等監視室は、隊員の離職後の就職に関する規制、違反行為に関する調査及び防衛大臣への再就職の届出に関する事務をつかさどる。

7 再就職等監視室に、再就職等監視専門官1人を置く。

8 ワークライフバランス推進企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 防衛省における女性職員活躍及びワークライフバランスの推進に関すること。

(2) 防衛省の職員の勤務時間及び休暇に関すること。

9 ワークライフバランス推進企画室に、ワークライフバランス推進係を置く。

10 総括班に、庶務係を置く。

11 補任第1班に、補任第1係を置く。

12 補任第3班に、補任第3係を置く。

13 自衛官人事調査分析官は、課長の命を受け、自衛

官の人事に関する政策の企画及び立案を支援するため、高度の専門的な知識経験に基づく調査及び研究に関する事務に従事する。

(給与課)

第28条 給与課に、災害補償室及び次の3班並びに給与調査官1人を置く。

総括班

給与制度班

企画班

2 災害補償室は、防衛省組織令第35条第1号に掲げる事務のうち、災害補償制度に関する事務をつかさどる。

3 災害補償室に、次の2係を置く。

補償制度係

補償審査係

4 総括班に、給与調査専門官1人を置く。

5 給与制度班に、次の2係を置く。

給与制度第1係

給与制度第2係

- 6 給与調査官は、課長の命を受け、防衛省組織令第35条に規定する事務のうち、重要な専門的事項についての調査、企画及び立案に参画するとともに、当該事務を総括する。

(人材育成課)

第29条 人材育成課に、次の3室及び3班を置く。

人材育成室

人材確保推進室

援護企画室

総括班

企画調整班

予備自衛官班

- 2 人材育成室は、防衛省組織令第36条第1号、第5号（外国人に対する教育訓練の受託及び実施の基本に関することを除く。）及び第6号に掲げる事務に関する企画及び立案並びに関係機関との調整に関する事務をつかさどる。

- 3 人材確保推進室は、防衛省組織令第36条第2号に掲げる事務に関する企画及び立案並びに関係機関との調整に関する事務をつかさどる。
- 4 援護企画室は、防衛省の職員の再就職に対する援護に関する基本的事項についての企画及び立案並びに関係機関との調整に関する事務をつかさどる。
- 5 援護企画室に、援護統計係を置く。
- 6 予備自衛官班に、制度係を置く。

(厚生課)

第30条 厚生課に、宿舍企画室及び次の3班並びに福利厚生調整官1人及び共済調査官1人を置く。

総括班

厚生企画班

共済企画班

- 2 宿舍企画室は、防衛省組織令第37条第3号に掲げる事務をつかさどる。
- 3 宿舍企画室に、次の2係を置く。

宿舍計画係

宿舎予算係

- 4 厚生企画班に、厚生係及び家族支援専門官1人を置く。
- 5 共済企画班に、共済組合本部集中化準備係を置く。
- 6 福利厚生調整官は、課長の命を受け、防衛省組織令第37条第1号、第2号及び第4号に掲げる事務のうち、重要な専門的事項についての調査、企画及び立案に参画するとともに、当該事務を総括する。
- 7 共済調査官は、課長の命を受け、防衛省組織令第37条第2号に掲げる事務のうち、運営に関する調査その他の防衛省共済組合についての重要な専門的事項に関する事務に従事する。

（サービス管理官）

第31条 サービス管理官の下に、サービス制度企画室及び総括班を置く。

- 2 サービス制度企画室は、防衛省組織令第38条第1号及び第4号に掲げる事務をつかさどる。
- 3 サービス制度企画室に、サービス調整班及びハラスメント対

策係並びに倫理専門官 1 人を置く。

4 総括班に、次の 2 係を置く。

栄典係

表彰係

(衛生官)

第 3 2 条 衛生官の下に、次の 3 室及び 2 班並びに医務係並びに企画官 1 人を置く。

衛生企画室

血液対策室

医務室

総括班

自衛隊衛生班

2 衛生企画室は、防衛省組織令第 3 9 条に規定する事務に関する企画及び立案並びに関係機関との調整に関する事務をつかさどる。

3 血液対策室は、自衛隊における輸血用血液の確保及び備蓄についての政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

- 4 医務室の職制及び所掌事務については、防衛省庁舎
医務室に関する訓令（昭和31年防衛庁訓令第14号）
）の定めるところによる。
- 5 医務室に、医務管理専門官1人を置く。
- 6 企画官は、衛生官の命を受け、防衛省組織令第39
条に掲げる事務のうち、重要な専門的事項についての
調査、企画及び立案に参画する。

第6章 地方協力局

（総務課）

第33条 総務課に、次の6班及び2係並びに企画官3
人を置く。

総務班

総括班

法規班

予算班

組織・人事班

要請対応班

政策第1係

政策第 2 係

- 2 総務班に、総務係を置く。
- 3 総括班に、総括係を置く。
- 4 法規班に、次の 2 係を置く。

法規・統計係

再編調整係

- 5 予算班に、次の 3 係を置く。

予算総括係

H N S 予算係

再編等予算係

- 6 組織・人事班に、次の 2 係を置く。

機構定員係

人事係

- 7 要請対応班に、地方協力係を置く。
- 8 企画官は、課長の命を受け、防衛省組織令第 4 1 条に規定する事務のうち、重要な事項についての調査、企画及び立案に参画する。

(地域社会協力総括課)

第 3 4 条 地域社会協力総括課に、次の 8 班並びに地域政策調査分析官 1 人、沖縄地域政策調査分析官 1 人、企画調整官 1 人、周辺対策調整官 1 人、防音対策調整官 1 人及び企画官 1 人を置く。

総括班

地方協力確保班

政策企画班

施設対策班

交付金班

一般防音班

住宅防音班

移設整備班

- 2 総括班に、総括係を置く。
- 3 地方協力確保班に、企画係を置く。
- 4 政策企画班に、次の 2 係を置く。

政策企画第 1 係

政策企画第 2 係

- 5 交付金班に、調整交付金係を置く。

6 住宅防音班に、次の4係及び技術専門官1人を置く。

住宅防音第2係

砲撃音防音係

住宅防音調査係

事業管理係

7 移設整備班に、次の2係を置く。

移転調整第1係

移転調整第2係

8 地域政策調査分析官は、課長の命を受け、防衛省組織令第9条第1号に掲げる事務に関する政策の企画及び立案を支援するため、高度の専門的な知識経験に基づく調査及び研究に関する事務（沖縄地域政策調査分析官の所掌に属するものを除く。）に従事する。

9 沖縄地域政策調査分析官は、課長の命を受け、防衛省組織令第9条第1号に掲げる事務に関する政策の企画及び立案を支援するため、高度の専門的な知識経験に基づく調査及び研究に関する事務であって沖縄県の区域に関するものに従事する。

1 0 企画調整官は、課長の命を受け、防衛省組織令第 4 2 条に規定する事務のうち、重要な事項についての調査、企画及び立案に参画するとともに、当該事務に関する調整に関する事務を総括する。

1 1 周辺対策調整官は、課長の命を受け、防衛省組織令第 4 2 条に規定する事務のうち、次に掲げる事務（第 1 号及び第 3 号に掲げる事務にあつては、防音対策調整官の所掌に属するものを除く。）についての重要な専門的事項に関する事務を総括する。

(1) 防衛省組織令第 4 2 条第 3 号に掲げる事務のうち、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和 4 9 年法律第 1 0 1 号。以下この項及び次項において「防衛施設周辺環境整備法」という。）第 3 条第 1 項及び第 8 条の規定による措置に関すること。

(2) 防衛省組織令第 4 2 条第 3 号に掲げる事務のうち、防衛施設周辺環境整備法第 9 条第 2 項の規定による措置に関すること。

(3) 防衛省組織令第 4 2 条第 5 号に掲げる事務

(4) 防衛省組織令第42条第6号に掲げる事務

1.2 防音対策調整官は、課長の命を受け、防衛省組織令第42条に規定する事務のうち、次に掲げる事務についての重要な専門的事項に関する事務を総括する。

(1) 防衛省組織令第42条第3号に掲げる事務のうち、防衛施設周辺環境整備法第3条第2項、第4条、第5条及び第8条の規定による措置（同条の規定による措置にあつては、音響に起因する障害の緩和に資するために整備される施設（主な部分が建物であるものに限る。）に係るものに限る。）に関すること。

(2) 防衛省組織令第42条第4号に掲げる事務

(3) 自衛隊の施設若しくは駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置若しくは運用により生ずる音響に起因する障害を防止し、又は軽減するため、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う特別の措置のうち、第1号の措置に準ずるものに関すること。

1.3 企画官は、課長の命を受け、防衛省組織令第42

条に規定する事務のうち、重要な専門的事項についての調査、企画及び立案に参画する。

（東日本協力課）

第 3 5 条 東日本協力課に、次の 3 班及び企画調整官 1 人を置く。

総括班

北海道・東北班

関東班

2 総括班に、総括係を置く。

3 北海道・東北班に、企画調整係を置く。

4 企画調整官は、課長の命を受け、防衛省組織令第 4 3 条に規定する事務のうち、重要な事項についての調査、企画及び立案に参画するとともに、当該事務に関する調整に関する事務を総括する。

（西日本協力課）

第 3 6 条 西日本協力課に、次の 3 班及び企画官を置く。

総括班

近中・中四班

九州班

- 2 総括班に、総括係を置く。
- 3 九州班に、企画調整係を置く。
- 4 企画官は、課長の命を受け、防衛省組織令第44条に規定する事務のうち、重要な専門的事項についての調査、企画及び立案に参画する。

（沖縄協力課）

- 第37条 沖縄協力課に、再編推進室及び次の2班並びに沖縄連絡調整企画官1人及び総括企画専門官2人を置く。

総括班

沖縄対策班

- 2 再編推進室は、防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第1項第12号及び第19号に掲げる事務について地方公共団体及び地域住民の理解及び協力を確保するための沖縄県の区域のこれらの者との連絡調整に関する事務のうち、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づいて日本国

にあるアメリカ合衆国の軍隊（第３６条において「在日米軍」という。）の再編の実施に関する事務をつかさどる。

３ 再編推進室に、次の３班を置く。

普天間飛行場代替施設建設事業班

米軍再編班

那覇港湾施設代替施設建設事業班

４ 再編推進室普天間飛行場代替施設建設事業班に、次の２係を置く。

再編推進第２係

再編推進第３係

５ 再編推進室米軍再編班に、次の２係及び再編推進専門官２人を置く。

再編推進第１係

再編推進第２係

６ 再編推進室那覇港湾施設代替施設建設事業班に、再編推進係を置く。

７ 総括班に、総括係を置く。

8 沖縄連絡調整企画官は、課長の命を受け、防衛省組織令第45条に規定する事務のうち、普天間飛行場の移設に関する重要な専門的事項についての調査、企画及び立案に参画する。

(環境政策課)

第38条 環境政策課に、次の2室及び4班並びに企画調整官1人、環境対策調整官1人、情報調整官1人及び総括企画専門官1人を置く。

用地取得室

提供・返還室

総括班

環境保全班

エネルギー班

分析評価班

2 用地取得室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 防衛省組織令第46条第3号及び第5号に掲げる事務

(2) 防衛省組織令第46条第4号に掲げる事務のうち、

施設及び区域の取得に関すること。

- (3) 防衛省組織令第46条第7号に掲げる事務のうち、
不動産及び備品の調達に関すること。

3 用地取得室に、用地取得班を置く。

4 用地取得室用地取得班に、次の2係を置く。

取得係

用地調整係

5 提供・返還室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 防衛省組織令第46条第4号に掲げる事務のうち、
施設及び区域の提供及び返還に関すること。

(2) 防衛省組織令第46条第6号に掲げる事務

6 提供・返還室に、次の2班を置く。

提供・緑化班

返還対策班

7 提供・返還室提供・緑化班に、提供管理係を置く。

8 総括班に、管理総括係を置く。

9 環境保全班に、環境保全第1係を置く。

10 エネルギー班に、エネルギー係を置く。

1 1 企画調整官は、課長の命を受け、防衛省組織令第46条に規定する事務のうち、重要な事項についての調査、企画及び立案に参画するとともに、当該事務に関する調整に関する事務を総括する。

1 2 環境対策調整官は、課長の命を受け、防衛省組織令第46条に規定する事務のうち、環境の保全に関する重要な専門的事項（情報調整官の所掌に属するものを除く。）に関する事務を総括する。

1 3 情報調整官は、課長の命を受け、防衛省組織令第46条に規定する事務のうち、次に掲げる事務についての重要な専門的事項に関する事務を総括する。

(1) 防衛省組織令第46条第1号に掲げる事務のうち、環境の保全に関する情報の収集及び整理に関すること。

(2) 防衛省組織令第46条第4号に掲げる事務
(在日米軍協力課)

第39条 在日米軍協力課に、施設補償・賠償室、6班及び移設整備計画第2係並びに企画調整官1人、渉外

調整官 1 人、整備調整官 1 人及び総括企画専門官 1 人を置く。

施設補償・賠償室

総括班

渉外班

提供施設整備班

運用総括班

安全対策班

訓練協力班

2 施設補償・賠償室は、防衛省組織令第 47 条第 4 号から第 14 号までに掲げる事務をつかさどる。

3 施設補償・賠償室に、施設補償・賠償班を置く。

4 施設補償・賠償室施設補償・賠償班に、次の 3 係を置く。

事故補償第 2 係

漁業補償第 1 係

漁業補償第 2 係

5 総括班に、総括係を置く。

6 提供施設整備班に、次の 2 係を置く。

整備計画第 3 係

整備工事係

7 運用総括班に、米軍再編専門官 1 人を置く。

8 安全対策班に、安全対策係を置く。

9 訓練協力班に、調達協力係及び訓練協力主任 1 人を置く。

1 0 企画調整官は、課長の命を受け、防衛省組織令第 4 7 条に規定する事務のうち、重要な事項についての調査、企画及び立案に参画するとともに、当該事務に関する調整に関する事務を総括する。

1 1 渉外調整官は、課長の命を受け、防衛省組織令第 4 7 条に規定する事務のうち、在日米軍との総合的な連絡調整に関する事務を総括する。

1 2 整備調整官は、課長の命を受け、防衛省組織令第 4 7 条第 1 5 号に掲げる事務についての重要な専門的事項に関する事務を総括する。

(労務管理課)

第 4 0 条 労務管理課に、安全衛生室及び次の 6 係並びに課長補佐 5 人、労務管理問題調査分析官 1 人、企画官 1 人、労務渉外官 1 人、労務調整官 1 人及び労務対策調査専門官 1 人を置く。

労務総括係

組合係

渉外係

雇用管理係

離職対策係

給与係

2 安全衛生室は、防衛省組織令第 4 8 条に規定する者についての安全衛生その他の福利厚生に関する事務（離職対策に関する事務を除く。）をつかさどる。

3 安全衛生室に、次の 2 係並びに室長補佐 2 人及び安全衛生専門官 1 人を置く。

安全衛生第 1 係

安全衛生第 2 係

4 労務管理問題調査分析官は、課長の命を受け、高度

の専門的な知識経験に基づく調査及び研究を行うことにより、防衛省組織令第48条に規定する事務に関する政策の企画及び立案を支援する。

5 企画官は、課長の命を受け、防衛省組織令第48条に規定する事務のうち、重要な専門的事項についての企画及び立案に参画する。

6 労務渉外官は、課長の命を受け、防衛省組織令第48条に規定する事務に関し、同条に規定する駐留軍等又は諸機関との連絡又は交渉に関する事務に従事する。

7 労務調整官は、課長の命を受け、防衛省組織令第48条に規定する事務のうち、重要な専門的事項に関する事務を総括する。

第7章 室長等

(室長)

第41条 室に室長を置く。

2 室長は、その所属する各課の課長又は訟務管理官等の命を受け、室に分掌された室務を掌理する。

(班及び班長)

第 4 2 条 班の所掌事務については、当該班が置かれる
各課の課長又は訟務管理官等がその所属する大臣官房
又は局の長の承認を得て定める。

2 班に班長を置く。

3 班長は、その所属する各課の課長、訟務管理官等又は
室の室長の命を受け、班に分掌された班務を掌理する。

(係及び係長)

第 4 3 条 係の所掌事務については、当該係が置かれる
各課の課長又は訟務管理官等がその所属する大臣官房
又は局の長の承認を得て定める。

2 係に係長を置く。

3 係長は、その所属する各課の課長、訟務管理官等、
室の室長、班の班長又は図書館長の命を受け、係に分
掌された事務を掌理する。

(車庫及び車庫長等)

第 4 4 条 車庫及び組の所掌事務については、会計課長
が大臣官房長の承認を得て定める。

- 2 車庫に車庫長及び副車庫長 2 人を置く。
- 3 組に組長を置く。
- 4 車庫長及び組長は、会計課長の命を受け、庫務又は組に分掌された事務を掌理する。
- 5 副車庫長は、車庫長を助け、庫務を整理する。

(補佐等)

第 4 5 条 補佐、専門官（首席周辺対策計画専門官を除く。）、翻訳官、主任及び副官（以下この条において「補佐等」という。）の所掌事務については、当該補佐等の所属する各課の課長、訟務管理官等又は室の室長若しくは図書館長（室長又は図書館長にあっては、その室又は図書館に所属する補佐の所掌事務について定める場合に限る。）がその所属する大臣官房又は局の長の承認を得て定める。

- 2 補佐等は、その所属する各課の課長、訟務管理官等、室の室長、班の班長又は図書館長の命を受け、分掌された事務に従事する。

第 8 章 雑則

(委 任 規 定)

第 4 6 条 この訓令に定めるもののほか、各課の内部組織及び訟務管理官等の監督の下に置かれる職の職制に関し必要な事項は、官房長が定める。

附 則

(施 行 期 日)

第 1 条 この訓令は、平成 1 9 年 9 月 1 日から施行する。

(大 臣 官 房 企 画 官 の 設 置 期 間 の 特 例)

第 2 条 第 3 条 第 1 項の企画官のうち 1 人は、令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで置かれるものとする。

(大 臣 官 房 会 計 課 の 内 部 組 織 に つ い て の 読 替 え)

第 3 条 大臣官房会計課に係る規定については、当分の間、第 8 条 第 6 項の規定は、次のとおりとする。

6 総括班に、総括係及び調整主任 1 人を置く。

(防 衛 政 策 局 日 米 防 衛 協 力 課 の 内 部 組 織 に つ い て の 読 替 え)

第 4 条 防衛政策局日米防衛協力課に係る規定について

は、当分の間、第12条第2項の規定は、次のとおりとする。

2 総括班に、総括係を置く。

（地方協力局地域社会協力総括課の内部組織についての特例）

第5条 地方協力局地域社会協力総括課交付金班に、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号）第6条の規定が効力を有する間、再編交付金専門官1人を置く。

（地方協力局環境政策課の内部組織についての特例）

第6条 地方協力局環境政策課提供・返還室は、第38条第5項に掲げる事務のほか、防衛省組織令附則第12項の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

（地方協力局在日米軍協力課の内部組織についての特例）

第7条 地方協力局在日米軍協力課に、当分の間、グアム移転事業室を置く。

2 グラム移転事業室は、防衛省組織令附則第13項に掲げる事務をつかさどる。

3 グラム移転事業室に、次の9係を置く。

総括係

企画係

国会係

事業計画第1係

事業計画第2係

事業計画第3係

資金移転係

会計監査係

渉外係

附 則（平成20年3月31日省訓第27号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月27日省訓第40号）

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成20年12月26日省訓第55号）

この訓令は、平成20年12月31日から施行する。

附 則（平成21年3月27日省訓第22号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第15条及び第29条の改正規定は、同年7月1日から施行する。

附 則（平成21年7月29日省訓第48号）

この訓令は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成21年10月22日省訓第60号）

この訓令は、平成21年10月22日から施行する。

附 則（平成22年3月25日省訓第8号）（抄）

- 1 この訓令は、平成22年3月26日から施行する。

附 則（平成22年4月1日省訓第15号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月30日省訓第29号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日省訓第16号）（抄）

(施 行 期 日)

- 1 この訓令は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 4 月 6 日 省 訓 第 15 号) (抄)

(施 行 期 日)

- 1 この訓令は、平成 2 4 年 4 月 6 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 7 月 11 日 省 訓 第 26 号)

この訓令は、平成 2 4 年 7 月 1 2 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 5 月 16 日 省 訓 第 33 号)

この訓令は、平成 2 5 年 5 月 1 6 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 24 日 省 訓 第 10 号)

この訓令は、平成 2 6 年 3 月 2 6 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 31 日 省 訓 第 22 号) (抄)

(施 行 期 日)

- 1 この訓令は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 7 月 24 日 省 訓 第 40 号)

この訓令は、平成 2 6 年 7 月 2 5 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 7 月 31 日 省 訓 第 60 号)

この訓令は、平成 2 6 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年3月30日省訓第9号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月10日省訓第20号）

1 この訓令は、平成27年4月10日から施行する。

附 則（平成27年10月1日省訓第39号）（抄）

（施行期日）

第1条 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年1月29日省訓第3号）

この訓令は、平成28年1月29日から施行する。

附 則（平成28年3月31日省訓第34号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日省訓第37号）

この訓令は、内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織等の一部を改正する法律の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

附 則（平成28年9月7日省訓第54号）

この訓令は、平成28年9月7日から施行する。

附 則（平成29年3月31日省訓第28号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定（俸給の特別調整額に関する訓令別表

ルの改正規定中

「		
地方隊直 轄艦艇	艦長 艇長	4 種
」		

を

「		
地方隊直 轄艦	艦長	3 種
」		

に改める部分

に限る。）は、同月3日から施行する。

附 則（平成29年8月9日省訓第50号）

この訓令は、平成29年8月9日から施行する。

附 則（平成30年3月30日省訓第26号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月27日省訓第47号）

この訓令は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日省訓第18号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日省訓第19号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月29日省訓第37号）

この訓令は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和2年6月30日省訓第44号）

この訓令は、防衛省本省の部局等において使用する公印に関する訓令等の一部を改正する訓令の施行の日（令和2年7月1日）から施行する。

附 則（令和3年3月31日省訓第18号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月30日省訓第32号）

この訓令は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和3年8月31日省訓第52号）

この訓令は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日省訓第43号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月30日省訓第54号）

この訓令は、令和4年6月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日省訓第38号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月29日省訓第56号）

この訓令は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和5年7月27日省訓第74号）

この訓令は、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律の施行の日から施行する。

附 則（令和6年3月29日省訓第50号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年6月27日省訓第266号）

この訓令は、令和6年7月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日省訓第87号）

- 1 この訓令は、令和7年4月1日又は令和7年度予算成立の日の翌日のいずれか遅い日から施行する。

2 この訓令による改正後の防衛省職員給与施行細則第

1 条の 2、第 19 条、第 27 条の 1 1 及び第 27 条の 1 3 から第 27 条の 1 9 までの規定、落下傘隊員の範囲及び落下傘降下作業手当の額に関する訓令第 1 条の規定、乗員の範囲等に関する訓令第 1 条の規定、俸給と特別調整額に関する訓令別表ニ、別表チ、別表ル、別表ヲ、別表レ及び別表ソの規定、事務官等の級別定数の管理運用に関する訓令別表第 1、別表第 3 から別表第 28 まで、別表第 30 から別表第 35 まで及び別表第 37 から別表第 45 までの規定、防衛省定員細則第 1 項及び第 3 項の規定、自衛官俸給表の 1 等陸佐、1 等海佐及び 1 等空佐の（一）欄又は（二）欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の占める官職を定める訓令別表第 1 リの表及び別表第 2 ヲの表の規定、指定職俸給表の適用を受ける事務官等の号俸に関する訓令別表の規定並びに陸上自衛隊の隊員の特殊作戦隊員手当に関する訓令第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

3 この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）前

に元自衛官（自衛官であった者のうち現に予備自衛官又は即応予備自衛官でないものをいう。）で再び自衛官に採用された者（幹部自衛官として採用された者の初任給の特例に関する訓令（平成6年防衛庁訓令第10号）の適用を受けて初任給を決定された者を除く。）が現に受けている号俸より施行日に現に任命されている階級の自衛官に再び採用されたものとみなしてこの訓令による改正後の防衛省職員給与施行細則第1条の2の規定を適用した場合には、当該号俸をもってその者の号俸とすることができ。

- 4 この訓令による改正後の2等陸士等である自衛官を命ぜられた者の初任給の特例に関する訓令附則第2項の規定は、令和7年4月1日以後に行う自衛官又は自衛官候補生の採用試験に合格し採用された者について適用する。